

議案第 11 号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成 11 年条例第 23 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が改正され、これまで非住宅にのみ課されていた建築物エネルギー消費性能基準適合義務が原則全ての建築物に課されることとなること及び同法の規定に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務対象が全ての建築物に拡大されることを踏まえた所要の整備を行うほか、法改正による法律の名称の変更、政令改正により生ずる条項の移動等に対応するための所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(92)まで（略）	(略)	(略)
(93) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係に関する特例の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
(94) 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限に関する特例の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
(95)から(103)まで（略）	(略)	(略)
(104) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が <u>住宅以外の部分のみ</u> である場合にあっては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)であって指定確認検査機関

		<p>(<u>建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。</u>)の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り, 当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(<u>指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。</u>)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り, 当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(<u>指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。</u>)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては, 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額(ア)から(エ)まで (略)</p> <p>イ及びウ (略)</p>
(105)から(107)まで (略)	(略)	(略)
(108) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第 29 条第 1 項の規定に基	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア 法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて, 法第 30 条第 1 項第 1 号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基

<p>づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>		<p>準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)<u>又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)</u>又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)<u>又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、</u>以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)から(エ)まで (略) イからエまで (略)</p>
<p>(109)及び(110) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(111) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率の特例</u></p>	<p><u>要除却認定マンションの容積率の特例許可申請手数料</u></p>	<p>(略)</p>

の許可の申請に対する審査		
(112)から(137)まで (略)	(略)	(略)

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(92)まで (略)	(略)	(略)
(93) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第11項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係に関する特例の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
(94) 建築基準法施行令第137条の12第12項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限に関する特例の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
(95)から(103)まで (略)	(略)	(略)
(104) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が <u>住宅の部分のみ</u> である場合にあっては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)又は登録建築物エネルギー消費性

		<p>能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合<u>以外の場合</u>にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)から(エ)まで (略) イ及びウ (略)</p>
(105)から(107)まで (略)	(略)	(略)
(108) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が<u>住宅の部分のみ</u>である場合にあつては登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合<u>以外の場合</u>にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。以下この号及び次号にお</p>

		いて「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)から(エ)まで (略) イからエまで (略)
(109)及び(110) (略)	(略)	(略)
(111) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の59第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可の申請に対する審査</u>	<u>要除却等認定マンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料</u>	(略)
(112)から(137)まで (略)	(略)	(略)

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1第93号及び第94号の改正規定は、公布の日から施行する。